五　農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

農業者研修教育施設は、当該施設の学生等以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及指導センター等の関係機関との連携・役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行うものとする。

六　先進的な農業者等による外部評価の実施

農業者研修教育施設は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

第七　その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した協同農業普及事業の改善に取り組む。

○国土交通省告示第三百四十八号

屋久島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　空港の名称及び位置　屋久島空港　鹿児島県熊毛郡屋久島町

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和四十七年運輸省告示第四百四十七号、昭和五十年運輸省告示第百八十号、昭和五十一年運輸省告示第六百十七号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十度二十三分六秒　東経百三十度三十九分三十五秒　標高三十六・七メートル

ロ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ハ　着陸帯

(1)　等級　C級

(2)　範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二千百二十メートル）

ニ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十六年三月三十一日

第一図　屋久島空港

